平成一二年(ネ)第三二六六号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成 ーー年(ワ)第二八八五六号) 平成一二年一〇月五日口頭弁論終結

控訴人 ユーザー車検代行会全国総本部代表こと

Α

被控訴人 矢野新商事株式会社 代表者代表取締役 В

中 訴訟代理人弁護士 村 石 橋 克 同

本件控訴を棄却する。

控訴人の当審で拡張した請求を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

## 第一 当事者の求めた裁判

## 控訴人

原判決を取り消す。 1

被控訴人は、控訴人に対し、金九五万円及びこれに対する平成一一年一 月三〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え(金五〇万円を超える 金員及びこれに対する遅延損害金の請求は、当審で拡張した請求である。)。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。 仮執行の宣言

被控訴人

主文と同旨

事案の概要

事案の概要は、次のとおり当審における両当事者の主張の要点を付加するほか、原判決の事実及び理由「第二 事案の概要」欄記載のとおりであるから、これ を引用する(ただし、原判決三頁五、六行目に「2 被告は、「ユーザー車検受付中」及び「ユーザー車検¥15,000受付中」との看板を掲げて、営業を行っている」とあるのを「2 被告は、遅くとも平成八年三月ころから、「ユーザー車検受付中」及び「ユーザー車検¥15,000受付中」との看板を掲げて、営業を行 っている」と改める。)。

当審における控訴人の主張の要点

原判決は、「ユーザー車検」が、控訴人の商品等表示として需要者の間で広く認識されているとは認められないと認定、判断した。しかしながら、「ユーザー車検」は、控訴人の略称として周知の商品等表示であるというべきであるから、右 認定、判断は、誤っている。

1 控訴人の開業前には、道路運送車両法に基づく自動車の継続検査(以下 「車検」という。)の手続は、認証を受けた自動車修理整備業者しかできないと考 えられていたため、整備業者が自動車の整備・修理・改造及び車検手続の代行のす べてを行っていた。控訴人は、自動車修理整備業者でない者が車検手続の代行業務 を行う車検手続方式として、「自動車の所有者が自分で点検した自動車を預かり、 陸運支局又は自動車検査登録事務所(以下「車検場」という。)に持ち込むことだけを代行する。」という業務方法を案出し、この方式を「ユーザー車検代行」方式 と名付け、控訴人が、これを行う企業名として、「ユーザー車検代行会」と名乗っ た。

控訴人の名称である「ユーザー車検代行会」及び略称である「ユーザー車 検」は、開業早々の昭和五八年にテレビ、新聞、週刊誌等マスコミで報道された結 果、周知となった。控訴人は、その後も、フランチャイズチェーンとしてグループ店を全国展開し、控訴人名及び控訴人の略称である「ユーザー車検」は、全国的に周知性を高めた。控訴人は、開業後一〇年余りを過ぎた平成七年春の時点でも、車検に関するテレビ番組で、「ユーザー車検の創始者であるユーザー車検代行会代表」として取材を受けており、このことは、控訴人が「ユーザー車検」の創始者と して十分認識され、一般世論の代表者であるマスコミに十分認識されており、控訴 人の名称及び略称が、極めて高い周知性を有することを裏付けるものである。ま た、控訴人グループは、全国六〇〇店以上において毎年一〇万台以上の利用客を獲 得しており、このうち約二万台が新規の客である。これだけの新規客を誘引獲得す

ることができるのは、控訴人名に周知性があるためである。 \_ このように、「ユーザー車検」は、控訴人の略称として周知性を有してい

2 「ユーザー車検」の語は、その後、「所有者自らが車検場に行って自動車の継続検査を受けること」を意味する語として転用されるようになり、右の転用された意味において、一般人の間で、普通名称化されて用いられるようになったが、依然として、控訴人の略称としての周知性を失わず、一般人からは、両用の意味を持つものとして記憶されている。

このように、周知化された特定企業の名称ないし略称が、他の意味合いに 転用されることは、往々にしてある。しかし、その結果、その名称ないし略称が、 一般人の間で、本来の企業名と離れて、多少違った意味で使われ、辞典・書籍にも 転用した意味合いで掲載される等して、普通名称化されたとしても、なお、周知の 特定企業の略称と認められる場合合は、多数ある。

3 原判決は、「ユーザー車検」の語を「ユーザー自らが車検場へ出向いて自動車の継続検査を受けること」を意味する普通名詞であるとしたうえで、被控訴人は、このような意味の普通名称として「ユーザー車検」の語を普通に使用したものであるとしている。しかし、被控訴人は、「ユーザー車検」の語を、右の意味の普通名称として用いたのではなく、周知の控訴人の略称(商品等表示)としての「ユーザー車検」の語を、故意又は過失により冒用したものである。

ニ 当審における被控訴人の主張の要点

本件において、控訴人の主張が認められるためには、「ユーザー車検」の語が控訴人の商品等表示であると感得されるまでに高められていることが必要である。しかしながら、たとい、控訴人が過去にマスメディアの取材を受けた事実があったとしても、「ユーザー車検」の語が、控訴人の商品等表示として、すなわち、その語を用いる営業主体は控訴人であるとして、周知化された事実はなく、控訴人の名称又は略称として周知化されたとの控訴人の主張は、思い込みの域を出ておらず、失当である。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がないと思料する。その理由は、次のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の事実及び理由「第三 争点に対する判断」と同じであるから、これを引用する。

二 控訴人は、「ユーザー車検」は、控訴人の略称として周知の商品等表示である旨主張する。

1 証拠(甲第一一、第一二号証)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、昭和五八年に、それ以前には行われていなかった新しい車検手続の代行方式として、自動車の所有者が自分で点検した車を預かり、車検場に持ち込むことだけを代務することによって、従来の自動車整備業者よりも廉価に車検手続を行うという業方法を案出し、この方式を「ユーザー車検代行」方式と名付け、控訴人自身が、これを行う企業名として、「ユーザー車検代行会」と名乗って車検手続の代行業務を始したこと、控訴人は、開業後間もなく、それまでになかった車検手続代行業務を始したこと、控訴人は、開業後間もなく、それまでになかった車検手続代行業務を行う業者として、テレビ、新聞、週刊誌等マスコミに報道されたことが認められる。右事実によれば、控訴人の名称である「ユーザー車検」の語は、開業当初の時点において、全国的に一定の知名度を得たということができる。

 自動車検査登録事務所へ出向いて継続検査」を受けることを示す一般的名称として、事典や運輸省発行のパンフレットにおける説明を含む種々の形で、広く用いられてきていることが明らかである。

以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴及び控訴人の当審で拡張した請求は、いずれも理由がない。そこで、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六七条、六一条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第六民事部

裁判長裁判官	山	下	和	明
裁判官	山	田	知	司
裁判官	冏	部	正	幸